

序章

建築物耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画改訂の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において多くの尊い命が奪われ、その約9割は建築物の倒壊や家具の下敷きによるものでした。また、その後も大地震が各地で頻発する中、いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がり、平成18年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「耐震改修促進法」という。)が一部改正され、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)が示されました。

本市においては、「国の基本方針」に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することによって、地震による被害の軽減を図り、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的に、平成20年3月に「熊本市建築物耐震改修促進計画」(計画期間：平成20～27年度)を策定しました。

その後、平成23年3月11日には、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)により未曾有の被害が発生し、耐震化の緊急性が高まる中、本市では平成24年3月に市町合併や政令指定都市への移行を踏まえて計画の中間見直しを行い、施策の更なる充実を図ってきました。

このような中、平成25年3月の国の中央防災会議では、東日本大震災を踏まえた南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定を試算したところ、東日本大震災をはるかに超える被害が発生することが確実であることが公表されました。しかしながら、全国的に耐震化率は伸び悩んでおり、こういった状況を踏まえ、平成25年11月には再び「耐震改修促進法」の改正が行われています。改正の中で、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の建築物への耐震診断の実施と結果報告が義務付けとなり、「国の基本方針」についても見直しが行われました。

住宅や建築物の耐震化率の目標は、「耐震改修促進法」に基づく「国の基本方針」のほか、「住生活基本法」に基づく「住生活基本計画(全国計画)」や「国土強靱化基本法」に基づく「国土強靱化アクションプラン」においても重要な指標と位置づけられ、更なる耐震化促進への取り組みが求められています。本市においても、平成27年度末の耐震化率の目標達成は困難な状況でしたが、「国の基本方針」に基づき新たな目標を設定し取り組んでいく必要があることから、平成28年4月に計画の改訂(計画期間：平成28～32年度(2016～2020年度))を行いました。

改訂後、耐震化促進への取り組みを加速させようとした矢先、熊本地震が発生し、多くの建築物が被害を受けました。

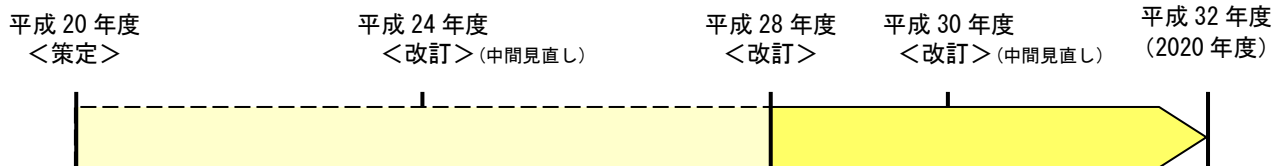
今後も市域に近い活断層を震源とする大きな地震の発生が憂慮されているため、熊本地震の教訓を生かし、早急かつ計画的に建築物の耐震化を促進する必要があるとして、今回計画の改訂(中間見直し)を行うものです。

計画改訂による主な変更点

- ・ 熊本地震後、必要性が明らかとなった施策・取り組みの追加
- ・ 各種データや図等の更新

2. 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度(2020 年度)までの 5 年間とします。



3. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条に基づく計画であり「国の基本方針」及び「熊本県建築物耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)を勘案し、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、「熊本市総合計画(熊本市震災復興計画を含む)」や「熊本市地域防災計画」、その他関連計画との整合を図り、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めるものです。

